

勤労者福利厚生施設整備事業補助金を創設しました！

労働環境の充実は、就労希望者が就労先を検討する際の重要な事項であり、町として福利厚生施設整備を推進し、働きやすい環境のもとで就労し、町内で働き続けてもらうことを目的に創設しました。

■補助対象者

○町内に事業所を有する個人及び法人

- ・国、道等の団体
- ・税金等未納者
- ・本社（店）が町外にある事業所
- ・住宅部分と事業所部分が明確に区分できない場合 等

対象者
から除く

■補助率・金額

- 補助対象事業費の30% ※上限300万円
- 従業員用トイレ整備と同時に合併処理浄化槽を設置する場合は、最大110万円／基まで加算

■補助の対象施設

下記に掲げる施設の新設又は改修費用に対して補助します。



○従業員用休憩所

例えば → 休憩所や食堂スペースの設置など

○従業員用トイレ

例えば → トイレの洋式化、水洗化など

○従業員用更衣室

例えば → 女性専用の更衣室の設置など

○従業員用住宅（新築は不可）

例えば → お風呂のユニットバス化など



【詳しくは下記までご相談願います。】 ※町ホームページにも掲載しております。

(産業課商工労働係 64-0522)